

令和5年度私立高等学校等授業料補助のお知らせ

犬山市

犬山市では、私立高等学校等に在籍している生徒の保護者負担を軽減するため、授業料の補助を行っています。該当される方は、この制度をご利用ください。

1 対象者（次の3つの条件すべてに該当する方）

- (1) 10月1日時点で、私立高等学校の全日制又は定時制の課程、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在籍している生徒の保護者であること。
- (2) 10月1日時点で生徒の保護者の住所が犬山市内にあること。
- (3) 愛知県が実施する授業料軽減補助金の所得基準（裏面表1）の甲又は乙に該当すること。

2 申請手続

「犬山市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、学校で学校証明欄に「愛知県補助金決定区分」の記入と「在学証明」を受け、犬山市教育委員会学校教育課（市役所3階）へ10月31日（火）までに提出してください。

3 補助金交付

補助金は、1月中に申請書兼請求書に記載の口座に振り込む予定です。なお、交付の決定及び振込日は後日文書にて通知します。

4 授業料の補助を受けることができない方

- (1) 各学校における特待生で授業料の納付を全額免除されている生徒
- (2) 通信制課程に在籍している生徒
- (3) 専攻科、別科に在籍している生徒
- (4) 専修学校の専門課程及び一般課程に在籍している生徒
- (5) 年額で授業料の実質負担額が0円の生徒
- (6) 市民税未申告の世帯

裏面も必ずご覧ください。▶

===== 注 意 事 項 (必ず確認してください) =====

- ・ 申請者と口座名義人は同一としてください。
- ・ 補助金交付申請額は、学校証明欄の実質保護者負担額を確認のうえ、正確に記入してください。(実質保護者負担額とは授業料の年額から国や県等の補助金額を差し引いた、**実質負担をしている授業料**のことです。)
- ・ 口座名義人のフリガナは必ず記入してください。
- ・ 口座番号の記入は右づめで記入してください。
- ・ 振込先口座については、必ず通帳を確認して正確に記入してください。
- ・ 修正液、修正テープ、消えるボールペン及び鉛筆等は使用しないでください。
- ・ 記入間違い等を訂正する場合は、二重線で見え消しをしてください。
- ・ 令和5年1月2日以降に犬山市へ転入された方は、令和5年1月1日現在の住所地で交付される令和5年度課税証明書(市民税所得割額が記載されたもの、コピー可)を添付してください。

<授業料補助金の所得基準>

【表1】

区分	所得基準	補助額(年額)
甲	課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を控除した額(以下、「算定基準額」という。)が212,700円未満の世帯	20,000 円
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯	

※納入すべき授業料の額が補助額に満たない場合は、その納入すべき授業料相当額とする。

(問合せ) 犬山市教育委員会 学校教育課

電 話 : 0568-44-0350 (直通) F A X : 0568-44-0372 E-mail : 070200@city.inuyama.lg.jp